

「寛容論の中世的本義と現代的誤解——アメリカ・ピューリタニズムの歴史から」
"Tolerance in New England Puritanism: Its Medieval Context and Modern Misunderstanding"

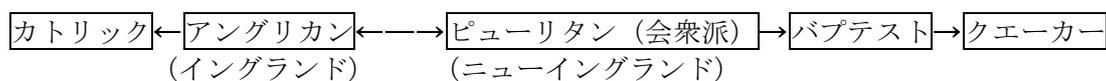
同志社大学一神教学際研究センター

2010年10月23日

森本 あんり (国際基督教大学)

1. アメリカ (ニューイングランド) のピューリタン

体制への異議申し立て者が体制の担い手に
政治秩序と宗教秩序の双方を同時に建設しなければならなかった



不寛容の論理を理解する＝その正当性と普遍性への視座 (絶対的寛容の不可能性)
歴史における「寛容」論 対 現代の「差異の祝賀」論

2. 「教会契約」と「市民契約」

教会だけでなく、市民政府の権力も、当該社会の構成員の自発的な同意によって構成される

- ・ジョン・コトン「すべての権力は基本的に民衆に存する」
- ・ロジャー・ウィリアムズ「世俗権力の主権的で根源的な基礎は民衆に存する」
(ただし、現代的な民主主義や人民主権の主張とは異なる)

マサチューセッツ湾植民地総督ジョン・ウインスロップ (1637年)

「共和制社会は、すべて自由な同意により創設される。……われわれが自由意志によってこの社会を形成し、この居住地がわれわれのものであるならば、何人もわれわれの同意なしにこの地に来て住むことはできない。……われわれは、みずからに破滅や損壊の危険を招くと思われるものを排除せねばならない。そのためにわれわれは、異なる目的意志をもつ人々や、交わることで害を及ぼすと思われる人々を受け入れることを拒む。これは合法的である。」

特許状 (1629年) の例

「本国の法律に矛盾しない限り、市民的秩序と宗教的秩序をみずから形成し、これを自由に運営する特権……武力を含むあらゆる手段により破壊者や侵入者や迷惑者を追放し排除する権利……を与える。」

市民諸個人の出資による私的で自発的な企業体としての植民事業

自発的な団体形成という近代の原理は、基本的に「閉じた社会」を生む

3. 中世的な「寛容」論

寛容は啓蒙主義的近代の産物か

12-14世紀の教会法の用語 *tolerantia* (宗教的寛容) から世俗適用へ

一元論的で明確に序列化した価値観をもつ社会
一つの価値体系の中に他者を位置づける現実的な方法としての寛容

寛容の対象：売春「寛容の家」("maison de tolérance")・ユダヤ教・イスラム教

容認か是認か ("Ecclesia non approbat, sed permittit.")

美德や原理としてではなく、比較考量の上の実利としての寛容
(アルトジウス・ロック・ヴォルテール)

4. ニューイングランド的な「不寛容」論

同じ判断軸の上での評価：「中世的寛容」＝「ニューイングランド的不寛容」

寛容になる必要のないところで寛容になってはならない
寛容とは「誤謬の奨励」「真理への無関心」「悪魔の業への賛同」である

- ・「誤謬を寛容するほどわれわれの真理への愛が冷えていないことを祈る」
- ・「複数信仰」(poly-piety) は「最大の不信仰」である
- ・「自宗教以外に寛容を示す＝自宗教に疑念を抱いているか不誠実であるかのどちらか」

5. 寛容論の転換

インクリース・マザー (*Ne sutor ultra crepidam* 序文、1681年)

「寛容は、あるところではもはや合法的であるばかりに必要な義務でさえあるが、別のところでは破壊的であり、それを期待するのは不合理である。……大きな船をバラストするのに必要なものは、小さな船を沈没させてしまう。」

「外圧」(王政復古後の本国との関係)

「内圧」(世代交代によるゼクテのキルへ化)

普遍性を再志向、ゼクテ社会の閉鎖性と私的性格からの脱却を必然化

市民契約は、18世紀以降は次第に形骸化

6. 私的社會から公的社會へ

1688年のボストン討論(会衆派ピューリタンP 対 バプテストB)

P「自分の家に他人を住ませるかどうかは、家の持ち主が決めることではないだろうか」

P「特許状を受けた時には、バプテストは一人もいなかったのだから、

あなたがたにこの自由は与えられていない」

B「特許状を受けた者は、自分たちのためだけでなく、他の人々を代表してそれを受けたのだ」

modus vivendi (流血に至らない最低限の共存関係) の再評価